

太田市社会教育総合センターホール利用上の注意事項(必読)

1. 舞台設営に関して

当館で所有するものを除き、仕込み、設営等で必要な資材等の貸出は致しておりません。

必要なものはお持ち込みにてお願い致します。また、持ち込み資材がある場合、必ず舞台業者との事前打ち合わせの際に申し出てください。申し出がない場合、当日の対応が出来ませんのでご注意ください。

利用範囲で排出されたゴミはすべてお持ち帰りください。当館での処理はお受け致しかねます。

2. ホール舞台上の清掃方法に関して

ホールの使用前及び使用後は必ずモップかけを行ってください。ほこり等は舞台端に溜めることなく、ほうき・ちりとりを用いて取り除き、専用ゴミ箱に捨ててください。

3. ホール舞台上における水の使用について

ホール舞台上での水の使用は厳禁です。練習（リハーサル）で管楽器を使用する際、水滴は床に落とさずに、かならず受け皿を用意してください。なお、講演会における水差し等は許可致します。

4. ホール舞台面へのテープ類使用制限について

養生テープ以外の粘着が舞台面に残るものは使用禁止です。

また、養生テープ貼り付けに関しても必要最小限（最小期間、最小箇所）としてください。

※ガムテープ、ビニールテープ等を使用する場合、養生テープを舞台面に貼ったのち、養生テープの上に使用してください。

※テープ類は利用者でご準備ください。

5. 舞台床面への釘打ちについて

舞台床面への釘打ちは禁止と致します。

6. 設備及び備品使用について

使用に際してはすべて舞台業者の許可確認のもとにご利用ください。

設備・備品の使用後は、利用時間においてすべて原状復帰となります。

使用による破損・汚損・滅失等は、いかなる理由に関わらず、代償をもって返却、原状復帰が必要となります。

7. 舞台上における器具等の移動について

舞台上で器具等重量のあるものを移動する際は、必ず複数人で行い、引きずらないようにしてください。（キャスター付きのものは除きます）

8. 舞台照明設備の注意事項について

第1～3サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライトの1回路に接続できる負荷は2kwまでとなっております。過負荷にならないよう、使用前に必ず各回路のチェックを行ってください。

裏面もご確認ください

9. 各種届出について

スモークマシン使用、発煙等行為、火災疑似行為・危険物使用行為等につきましては、消防署への許可申請が必要となりますので必ず申請してください。また、その承認許可書（写し）を当館にご提出ください。

10. 撮影業者を入れる際の事前申請について

発表の様子を撮影するために専門業者を依頼している際（テレビ取材等含む）は、事前に当館に申請してください。特別な器具を使用する場合は、事前打ち合わせで必ず舞台業者に報告してください。

また、撮影業者が器具を使用するために電源を利用した際の料金は、舞台利用団体に請求致します。

11. チャリティーイベントの開催について

チャリティーイベントで当館を利用した場合は、寄付を行ったことがわかる書類（領収書等）の写しを当館へご提出ください。

12. 発声練習や楽器の音出しについて

発声練習や楽器の音出しは、必ずホールやリハーサル室等の音出し可能な部屋で行い、ロビーや通路では行わないでください。

13. ホール内での飲食について

ホール内での飲食は禁止です。来場者に飲み物を配布する際はロビーで飲んでいただくよう指導してください。

14. 有事の際の避難について

避難経路の確認を事前に行い、有事の際は避難誘導をしてください。

15. 混雑時の駐車場誘導係の確保について

当日の来場者が200名を超える場合は、駐車場誘導係を配置してください。

16. その他(連絡事項)

①平成30年6月～令和元年8月まで行っておりました改修工事は、利用者の安全性を確保するための耐震化工事が主な内容です。平成30年5月までの利用方法と異なる部分もございますので、当館が委託している舞台業者の指示に必ず従ってください。

②当館は社会教育法に基づいた公民館です。主な利用用途としては、小・中・高等学校の教育課程、社会教育に関する講演会等を想定しておりますので、文化施設（太田市民会館、新田文化会館、藪塚本町文化ホール）とは利用用途が異なり、高度な演出には対応できない場合がございます。当館の貸出趣旨をご理解いただいたうえでのご利用をお願い致します。

③その他記載のない事項についても、利用制限がある場合がございますので、必ず舞台業者の指示に従ってください。